

地域福祉計画に盛り込むべき事項（策定ガイドラインより）

計画に盛り込むべき事項	
① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
	イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
	ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
	エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
	オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
	カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
	キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
	ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
	ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
	コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
	サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
	シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
	ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる 地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
	セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
	ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等 を有効に活用した連携体制
	タ 全庁的な体制整備
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
	イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
	ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
	エ 利用者の権利擁護
	オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	○ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
	イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
	ウ 地域福祉を推進する人材の養成
⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）	ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）(1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）
	イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係
	ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）